

# 佐賀県近世資料編さん委員会設置要綱

## (名称)

第1条 この要綱は、佐賀県近世資料編さん委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 委員会は、佐賀県近世資料編さん方針に関する事項について審議を行う。

## (組織及び任期)

第3条 委員会は、学識経験者の委員をもって組織する。

2 委員は図書館長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、委員長の職務を代理する。

## (会議方法)

第5条 委員会は、図書館長が必要のつど招集し、委員長がその議長となる。

## (執筆委員)

第6条 委員会に執筆委員を置く。

2 執筆委員は、委員会の定めた方針に基づき佐賀県近世資料の解読執筆を行う。

3 執筆委員は、佐賀県近世資料に広い識見を有する者のなかから、図書館長がそのつど委嘱する。

## (執筆協力員)

第7条 委員会に執筆協力員を置くことができる。

2 執筆協力員は執筆委員に協力して、佐賀県近世資料の解読執筆を行うものとする。

## (事務局)

第8条 委員会に関する事務は、佐賀県立図書館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は図書館長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年7月5日から施行する。
- 2 この要綱施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、平成3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月29日から施行する。